1 審議会の結論

令和3年4月27日付けの「審査請求人の妻の保有個人情報のうち、平成 〇年〇月〇日に小林保健所(以下「保健所」という。)が審査請求人に聞き 取った内容が記録されている全ての記録」についての保有個人情報開示請求 (以下「本件請求」という。)に対して、令和3年5月13日付けで宮崎県 知事(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報部分開示決定(以 下「本件決定」という。)は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

「本件決定を取り消す。」との裁決を求める。

(2)審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね 次のとおりである。

ア 保健所は、宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号。 以下「条例」という。)第1条に規定する目的に反して私の個人情報を 記載している。

- イ 条例第18条の2の規定に該当することを請求する。
- ウ 条例第55条の規定に触れる盗用をしている。
- エ 条例第8条及び第8条の2の規定に反している。
- オ 私に関する保有個人情報については、妻に別途部分開示決定された文書によって知ったが、保健所が来た当日、私との接点はなく、記載されている事柄は一切話していない。
- カ 警察からの情報が、保健所の2種類の記録に同じ内容で記載されている。
- キ よって、私の保有個人情報について、部分開示まで発生することはあり得ないが、何が記載されているか「知る権利」がある。
- ク 部分開示である以上、私の保有個人情報を受け取る必要はない。
- ケ 以上の理由により、保健所における全ての私の個人情報の開示を求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次の とおりである。

(1) 不開示とした保有個人情報

審査請求人の妻の保有個人情報における、平成〇年〇月〇日に保健所が審査請求人に聞き取った内容が記録されている全ての記録のうち、次に掲げるもの。

- ア 開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別する ことができるものであって、次のいずれにも該当しないもの。
 - (ア) 法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、 又は知ることが予定されている情報。
 - (イ)人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報。
 - (ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該警察職員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分(開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)。
- イ 保健所が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるものに該当するもの。
 - (ア) 相談を伴う事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの。
 - (イ) 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障 を及ぼすと認められるもの。

(2) 不開示とした理由

条例第17条第2号又は同条第7号ウ若しくはキに該当する不開示情報であるため。

4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論要旨

審査請求人が反論書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- ア 妻に別途部分開示決定された保有個人情報に「夫からの聞き取り」と 記載されているが、聞き取りは行われていない。
- イ 警察からの情報であり、条例第17条第2号ただし書ウに該当する。
- ウ 弁明書に記載されているその他の条文には該当しない。
- エ 事実と異なる記載がある。
- オ 審査請求書に記載した理由のとおりである。

5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年	月	日		審	議	0)	経	過		
令和3年	6 月	1 1 目	諮問	を受け	た。					
令和3年	7月	28日	諮問	諮問の審議を行った。						
令和3年	10月	15日	諮問	の審議	を行っ	た。				

6 審議会の判断理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、保健所が作成した審査請求人の妻に係る相談 対応記録の一部である。当相談対応記録は、保健所が面接や電話、相談者 の自宅訪問をした際に作成し、相談や対応の内容を時系列で記載している ものである。

なお、本件対象保有個人情報は、審査請求人の妻に係るものであるが、 保健所が審査請求人の自宅を訪問し、審査請求人に聞き取った内容が記載 されているため、当該情報が含まれる相談対応記録を審査請求人の保有個 人情報として特定したものである。

(2) 審議会における審査方法について

当審議会は、条例第48条第1項に基づき、インカメラ審理(実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審議会の委員が本件決定に係る保有個人情報を実際に見分して審議を行うこと)を行い、本件決定の妥当性について審議した。

(3) 条例の規定について

ア 条例第17条第2号(開示請求者以外の個人に関する情報)

(ア)条例第17条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報 (…)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他 の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別す ることができることとなるものを含む。)…又は開示請求者以外の特 定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開 示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」で、た だし書に掲げる情報を除くものを不開示情報として規定している。 (イ) 同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等 (…) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該警察職員の氏名を除く。)」と規定している。なお、同規定中知事が別に定める職については、宮崎県個人情報保護条例第17条第2号ウの知事が別に定める職に関する規則(平成17年宮崎県規則第30号)により、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」としており、これに該当する警察職員の氏名は、同号ウにより不開示情報となる。

イ 条例第17条第7号(行政の事務事業に関する情報)

- (ア)条例第17条第7号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、」同号アからキまでに掲げるものに該当するものを不開示情報として規定している。
- (イ) 同号アからキまでのうち、ウは「指導、選考、診断、相談その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」と、キは「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」と規定している。

(4) 本件決定の妥当性について

本件対象保有個人情報に係る本件決定の妥当性について検討する。

ア 条例第17条第2号の妥当性について

実施機関が条例第17条第2号本文の規定により不開示とした箇所は、 審査請求人の妻からの聞き取り内容や病院担当者の職氏名であり、審査 請求人以外の個人に関する情報である。

当審議会において、同号に基づいて不開示とした箇所を見分したところ、当該箇所には、客観的な事実や明らかに審査請求人が知り得ていると認められる情報は含まれておらず、これらの情報については、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、当該箇所については、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求人の妻に対して別途部分開示決定された保有個人情報の内容を確認していると主張している。審査請求人の妻に対する当該決定においては、審査請求人の妻からの聞き取り内容を開示しているが、本件請求は審査請求人からなされたものであり、審査請求人の妻に対する部分開示決定とは開示箇所に係る判断が異なるもので

ある。

イ 条例第17条第2号ウの妥当性について

実施機関が条例第17条第2号ウに基づいて不開示とした箇所は、知事が別に定める職にある、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に関する情報である。この情報については、同号ウに不開示情報と規定されているため、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は反論書において、審査請求人の妻に対して別途部分開示決定された保有個人情報にある「夫からの聞き取り」の部分には警察からの情報が記載されており、同号ウに該当すると主張しているが、当該箇所は本件決定において開示されているものである。

ウ 条例第17条第7号ウの妥当性について

実施機関は、保健所の所感や所内協議内容、保健所の今後の対応方針を含む箇所について、相談事務に関し、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるものとして、条例第17条第7号ウに基づいて不開示としている。

本件保有個人情報については、同号ウに基づいて直ちに不開示となるものではなく、個々の事例ごとに、開示することによる利益と不開示とする利益とを比較衡量して、当該判断に支障を及ぼすと認められるときに不開示とすることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。

当審議会にて、同号ウに基づいて不開示とした箇所を見分したところ、 当該箇所には実施機関の判断が含まれており、開示することにより、当 該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる。よって、当該箇所に ついては、不開示が妥当である。

エ 条例第17条第7号キの妥当性について

実施機関は、警察署からの情報提供内容、警察署と保健所との連絡内容等を含む箇所について、その他事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるものとして、条例第17条第7号キに基づき、不開示としている。

同号キで規定する「適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」とは、本号該当性の判断に当たり、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性について客観的に判断する必要があること、事務又は事業がその根拠となる規定、趣旨に照らして公益的な開示の必要性などの種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、さらにその実質的な支障が「認められる」ことを実施機関が具体的に挙証できることが求められる。

当審議会にて、同号キに基づいて不開示とした箇所を見分したところ、 当該箇所を開示することにより、今後行われる同種の事案における、他 の実施機関からの情報提供や実施機関相互の率直な意見交換に影響が生 じ、保健所事務の適正な遂行について、単に名目的な支障に限らず、実 質的な支障を及ぼすと認められるため、不開示が妥当である。

(5)審査請求人のその他の主張について

ア 条例第18条の2の該当性について

審査請求人は、第18条の2に規定する「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」に該当するため、開示が必要である旨主張している。

ここで、条例第18条の2の規定を適用する妥当性については、情報を開示することにより保護される利益と、開示しないことにより保護される利益を比較衡量して判断する必要がある。当審議会にて、本件保有個人情報を見分したところ、本件の場合、審査請求人の主張する事情をもって、不開示とすることにより保護すべき利益を犠牲にしてまで開示すべき特段の必要性があるとは認められないため、不開示が妥当である。イ その他、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、相談対応記録の記載内容等について種々主張するが、審査請求人のその他の主張については、当審議会で判断し得るところではない。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。